令和７(2025)年６月13日
杉並区総務部広報課

令和７年度国民健康保険料の期割算定の誤りについて【訂正】

６月12日（木）に発信した「令和７年度国民健康保険料の期割算定の誤りについて」について、記載内容の一部に誤りがありましたので訂正します。

●訂正箇所　「２　対象となる世帯」
【誤】③ 令和７年度保険料額通知書の特別徴収中止事由に「支払年金1/2超過」の記載がある世帯
【正】③ 令和７年度の国民健康保険料額が、同年度の支払年金額の1/2を超えた方

正しい情報は以下のとおりです。

１　概要

区では６月12日（木）に、令和７年度の「杉並区国民健康保険料額通知書（以下「保険料額通知書」）」及び「納付書」を、国民健康保険の被保険者85,218世帯へ発送しましたが、このうち1,586世帯について、令和７年６月から令和８年３月までの期別の保険料の算定に誤りがあることが判明しました。ただし、保険料額の合計に誤りはありません。

２　対象となる世帯

以下の①～③の全てにあてはまる世帯
① 加入者全員が65歳以上74歳以下の世帯
② 令和６年10月期以降の保険料を普通徴収（納付書払い又は口座振替）で納付していた世帯
③ 令和７年度の国民健康保険料額が、同年度の支払年金額の1/2を超えた方
※当該世帯に発送した保険料額通知書の６月期の保険料は、他の期と比べて端数調整分のおよそ100円未満の差額が発生するところ、これを大幅に超えた金額が記載されています。

３　区の対応

対象となる世帯に対し、６月16日（月）を目途に、正しい保険料額通知書及び納付書を発送します。

４　原因及び再発防止策

期別の金額を算定する際の処理に誤りがあったことが原因です。今後早急に、事務処理フローやチェック体制等の点検を行い、見直しを図ってまいります。

令和７(2025)年６月13日
杉並区総務部広報課

【岸本聡子区長のコメント】
　国民健康保険の保険料額通知書に誤りがあったことについて、大変重く受け止めております。
　深くお詫び申し上げるとともに、今後、このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

【報道機関 問い合わせ先】
　国保年金課長：０３－３３１２－２１１１　内線１２７１　担当：樋口
　広報課報道係：０３－３３１２－６８５５（直通）　担当：鈴木